

## 第1回さいたま市障害者政策委員会会議録

日時：令和元年7月16日（火）14：00～16：40

会場：ときわ会館 5階 大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 障害者総合支援計画（2018～2020）の実施状況等について
  - (2) 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
- 3 その他
  - (1) さいたま市ソーシャルファームについて
- 4 閉 会

### 配布資料

- ①第1回さいたま市障害者政策委員会次第
- ②第1回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③さいたま市の障害者施策の推進体制
- ④資料1-1 障害者総合支援計画（2018～2020）平成30年度達成状況報告書（案）
- ⑤資料1-2 令和元年度第1回誰もが共に暮らすための市民会議における「平成30年度達成状況報告書（案）」についての主な意見
- ⑤資料2-1 さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート実施概要（案）
- ⑦資料2-2 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査票設問一覧（令和元年度実施）（案）
- ⑧資料2-3 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートに関する主な意見
- ⑨資料2-4 さいたま市次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート（素案）
- ⑩資料3 さいたま市ソーシャルファーム指針（案）について

### 出席者

委 員・・・赤尾委員、赤沼委員、荒井委員、小島委員、小山委員、斎藤委員、  
榊田委員、島村委員、庄司委員、高濱委員、遅塚委員、中野委員、  
平野委員、山崎委員、横島委員、渡邊委員、渡部委員

事務局・・・福祉部長、参事兼障害政策課長、障害政策課課長補佐兼施設整備係長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長、障害政策課、障害支援課長、障害支援課課長補佐兼地域生活支援係長、障害支援課審査指定係長、障害支援課自立支援給付係長、参事兼障害者更生相談センター所長、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター所長、障害者総合支援センター、福祉総務課、健康増進課、こころの健康センター、疾病予防対策課、ひまわり学園総務課、ひまわり学園育成課、特別支援教育室

## 欠席者

委員・・・黒澤委員、長岡委員、星委員

傍聴者の数 8名

## 1 開 会

(事務局)

大変お待たせいたしました。本日は、皆様お忙しい中、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。

私は、福祉部参事兼障害政策課長の永島と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、さいたま市障害者政策委員会として、委員改選後、初めての委員会でございますので、後ほど委員長が選出されるまでの間、事務局の私が進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、今回の委員の出席状況ですが、出席委員 16 名、遅参委員 1 名、欠席委員 3 名です。さいたま市障害者政策委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、委員の過半数が出席されておりますので、本日の会議は成立いたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

- ① 第 1 回さいたま市障害者政策委員会次第
- ② 第 1 回さいたま市障害者政策委員会座席表及び委員名簿
- ③ さいたま市の障害者施策の推進体制
- ④ 資料 1-1 障害者総合支援計画（2018～2020）平成 30 年度達成状況報告書（案）
- ⑤ 資料 1-2 令和元年度第 1 回誰もが共に暮らすための市民会議における「平成 30 年度達成状況報告書（案）」についての主な意見
- ⑥ 資料 2-1 さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート実施概要（案）
- ⑦ 資料 2-2 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査票設問一覧（令和元年度実施）（案）
- ⑧ 資料 2-3 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートに関する主な意見
- ⑨ 資料 2-4 さいたま市次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート（素案）
- ⑩ 資料 3 さいたま市ソーシャルファーム指針（案）について

以上、10 点でございます。よろしいでしょうか。

ここで 1 点、委員の皆様のご了解を得る必要がございます。それは、委員名簿の公表でございます。本委員会は「さいたま市情報公開条例第 23 条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても会議録に添付して公表したいと考えております。

お手元の資料の委員名簿をご覧ください。名簿の中には、氏名のほかに所属や役職の記載がございます。これにつきましては、個人の職業や活動に関する情報でありますので、内容に誤りがないかどうか、ご確認をいただくとともに、この場で皆様のご了解を得たうえで公表したいと存じます。

次に、会議の傍聴についてでございますが、先ほど申し上げましたように本日の会議は

公開となっております、先ほど確認したところ、傍聴を希望する方8名がこの会場にお越しでございますので、傍聴を許可するのご了解を併せてお願いいたします。

～ 委員了承 ～

それでは、ただ今より第1回さいたま市障害者政策委員会を開会させていただきます。開会に当たりまして、福祉部長の町田より挨拶を申し上げます。

(福祉部長)

皆様、こんにちは。福祉部長の町田でございます。

さいたま市障害者政策委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、さいたま市障害者政策委員会委員をお引き受けいただくとともに、本日、大変足元の悪い中、第1回の委員会にご出席くださいましたことに、心より感謝申し上げる次第でございます。

さて、ご承知のとおり、今年度は、本市の次期障害者総合支援計画策定に向けまして、その基礎資料とするためのアンケート調査を行う予定となっております。5月に開催いたしました、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査にかかる、ワーキンググループにおきましては、ご参加をいただいた委員の皆様より、数々の貴重なご意見を頂戴したところでございます。ご協力いただきました委員の皆様には、この場をお借りしまして改めて感謝を申し上げます。

また、来年度につきましては、次期障害者総合支援計画を策定することとなりますことから、今期の委員をお引き受けいただく皆様におかれましては、計画策定といった大変重要な事案につきまして、ご審議をいただくこととなります。

つきましては、それぞれのお立場やご経験から、本市における今後の障害者施策のあり方を見据えた、大局的な観点からのご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本市といたしましても、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、障害者施策の更なる推進に、全力で取り組んでまいります。

委員の皆様におかれましては、引き続き、本市の障害施策の推進にご理解、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様方を紹介させていただきます。

それでは、順にお名前を読み上げますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

～ 委員挨拶 ～

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、ご欠席の委員ですが、本日は、黒澤委員、長岡委員、星委員が欠席となっております。

また、横島委員からは、本日、遅れて参加とのご連絡をいただいておりますので、後ほど、ご紹介させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

～ 事務局職員紹介 ～

以上をもちまして、委員並びに事務局の紹介を終わらせていただきます。

なお、会議開催にあたりまして、委員の皆様及び関係各課の職員にお願いがございます。聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳者の方が通訳しやすいように、ご発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

また、誠に恐縮ですが、福祉部長の町田は他の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

～ 町田部長退席 ～

(事務局)

次に、議題に入る前に、本日の障害者政策委員会は委員改選後、初の開催となります。

このさいたま市障害者政策委員会につきましては、今回初めて委員になられた方もいらっしゃると思いますので、今一度確認の意味も含めまして、簡単に説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料、「さいたま市の障害者施策の推進体制」という資料の1ページ目をご覧ください。

この委員会は、都道府県と指定都市で必ず置かなければならない附属機関でございます。お手元の資料の2ページ、「参考 障害者基本法抜粋」という資料の下段になりますが、障害者基本法第36条第1項第2号に「障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること」、また、第3号に「障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項」を調査審議する合議制の機関として規定されているものでございます。

同条第3項には、合議制の機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、条例で定めることとなっておりますので、次のページの「さいたま市障害者政策委員会条例」を制定しております。

お手数ですが、資料の1ページ目にお戻りいただきまして、さいたま市障害者施策の推進体制をご覧ください。

本委員会、誰もが共に暮らすための市民会議、さいたま市の関係を図で示したものでございます。障害者施策の実施状況や課題について意見交換を行う場として設置されております市民会議からの意見を踏まえ、本委員会で市全体の障害者施策のあり方や条例の推進

状況のチェックを行い、市に対して提言を行う役割を担っております。

また、当委員会の開催につきましては、本年度は年3回程度の開催を予定しております。今回委嘱をさせていただいた皆様方におかれましては、今後二年間にわたって、さいたま市の障害者福祉の発展のために特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、資料の3ページをご覧ください。さいたま市障害者政策委員会条例の第4条第1項では、「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」とされております。

本日は第1回の委員会ということで、委員長が選出されておられませんので、どなたかにご推薦がございましたら、挙手をしてご指名いただきたいと思います。

はい、遅塚委員。

(遅塚委員)

私は、本委員会の前委員長として、これまで委員会の進行やとりまとめにご尽力され、障害者施策の動向や委員会の経緯についても大変よくご存知の平野委員にお願いをしてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

ただいま遅塚委員から委員長に平野委員を、というご発言がございましたが皆様いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

(事務局)

ありがとうございます。

平野委員、お引き受けいただけますでしょうか。

それでは、本委員会の委員長は平野委員にお願いをすることといたしたいと思います。

平野委員、どうぞよろしくお願いいいたします。

恐れ入りますが、平野委員には委員長席のほうにお移りいただき、委員長就任のご挨拶をいただければと思います。

(平野委員長)

委員の皆様、委員長に指名されました平野でございます。

ただ今、推挙をいただきました。どうもありがとうございます。これまでも非力でございましたが、皆さまのお力添えをいただきまして、ここまで務めることができました。今期、また改めて委員長の職に就くわけでございますけれども、ぜひ皆さま方のご協力をお願いしたいと思います。

ちょっと話が長くなり恐縮なのですが、平成23年に、このノーマライゼーション条例をさいたま市が作る時から、この政策委員会に関わらせてもらったわけでございます。そこから本日に至るまでの法制度を見ても、国連の障害者権利条約が批准される、あるいは総合支援法が、自立支援法が変わって施行される、差別解消法が施行される、そして今般、雇用促進法の改正が施行される。制度的に見れば、かなり大きな変化がありまして、

着実に前進してきているということが見えるわけです。

そしてまた、ちょうど今、参議院の選挙があつて、政見放送を見ると、少なくとも政党の紹介を見ると、まっとうな政党はちゃんと手話通訳を付けている、記者会見でも手話通訳がたまに付くわけですけれども、では、日本全体、あるいはさいたま市の現状を考えると、本当に全部が変わってきているのか、本当に障害者が安心できる状況なのかということ、残念ながらそこまで来ていないことも、また事実だと思っています。それは、神奈川県「やまゆり園」の事件を引き合いに出すまでもないですが、まだまだ障害者を巡る差別偏見は根深いものがあるわけですし、まだまだ障害者を理解してくれていないというのも現実でございます。

そしてまた、医療的ケア児というような、これまで障害の領域ではあまり考えていなかったものの課題として登場しているという、そういう意味では、いろんな意味で変わってきている状況でございます。こういった状況の中でどういうふうに政策を進めるか、これは市の当局のほうのご尽力によるところでございますけれども、私ども委員会としては、一番大事なことは、着実に制度、政策が進められるということが1点目、それを私らはちゃんと見ていくということ、もう一つ、何よりも重要なことは、冒頭申し上げました権利条約の大きなスローガンというのが、障害者に関して言えば、「私たちに關することを私たち抜きに決めるな」ということが、一番大きなスローガンになりました。

やはり、この施策をどう進めるのか。もちろん、これは市役所の皆さん方のご努力によるるところも大きいんですが、やはり障害者目線、あるいは市民目線でどう進めていけばいいのかということ、ぜひ皆さま方、そしてもう一つは、専門家の皆さま方の見地からどういうふうに進めたほうがいいのかということ、ぜひ反映するようにしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、ここからは座つて、失礼いたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては平野委員長にお願いをいたします。よろしくお願ひします。

(平野委員長)

それでは、これからは、私のほうで議事の進行を務めさせていただきます。

まず、委員長職務代理者の指定でございます。

さいたま市障害者政策委員会条例の第4条第3項に「委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。」と規定されております。

大変僭越ではございますが、私に何かありましたら、すべてをお任せしたいということで、規定に基づき、私のほうから職務代理者を指名させていただきたいと存じます。

それでは、さいたま市の障害者福祉施策に関わつてこられた、また、すばらしい実践をされている齋藤委員を職務代理者にお願いしたいと存じます。

齋藤委員よろしいでしょうか。

(斎藤委員)

平野委員長をサポートできるように、努力してまいりたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

## 2 議題

(平野委員長)

ありがとうございました。それでは、お手元の次第に沿って、議題に入らせていただきます。

まず議題(1) 障害者総合支援計画(2018～2020)の実施状況等について、事務局から説明をお願いします。これは、先ほど事務局から説明があったようにこの委員会の役割として、計画の進行状況の管理、監視をしていくということがありますのでよろしくお願いします。

(事務局)

それでは、ご説明させていただきます。大変恐縮ですが、着席の上説明させていただきます。私の説明の前に、今、横島委員がおみえになったようですので、先にご挨拶をお願いしますと思います。

～ 横島委員挨拶 ～

(事務局)

それでは、議題の1点目、障害者総合支援計画(2018～2020)平成30年度実施状況等について、ご説明させていただきます。

本市におきましてはノーマライゼーション条例第6条に基づき、毎年度、障害者総合支援計画に基づく施策の実施状況について、障害者政策委員会に報告することが義務付けられております。

そこで、計画に掲げる事業の達成状況を報告書としてとりまとめています。また、平成28年度からは、この障害者政策委員会の委員の皆様からいただきましたご意見を報告書に掲載し、各事業所管課にフィードバックする仕組みを構築しております。

現行の障害者総合支援計画は、平成30年度から令和2年度までの3年間となっており、本日は、計画の1年目となります、平成30年度の実施状況等について、ご報告させていただきます。

なお、本件につきましては、会議の進行を考慮し、事前に委員の皆様には郵送等で意見の提出をお願いさせていただきました。

ご多忙のところ、突然のお願いにもかかわらず、多くのご意見をご提出いただきまして、誠にありがとうございました。本日の資料には、事前にいただいたご意見について、文言修正等を行わず、いただいたご意見をそのまま掲載させていただいております。

使用する資料は、資料1-1「障害者総合支援計画(2018～2020)平成30年度達成状況報告書(案)」になります。

また、先日、6月28日(金)に開催いたしました、市民会議におきましても、達成状

況報告書に対するご意見をいただいております。こちらにつきましては、「資料 1-2」として主な意見を取りまとめておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料 1-1 達成状況報告書の 2 ページをご覧ください。「(2) 達成状況の評価基準」でございますが、障害者総合支援計画の各事業に記載されている「成果指標」につきましては、年度ごとに目標を設定しております、その実績について、評価をしております。数値や数量など、定量的な目標が設定されている事業の評価につきましては、表 1 に記載している基準に基づきまして、達成状況を判断し、各事業について、A から D までの評価を付けております。

なお、成果指標には、定量的な目標の設定を基本としていますが、定量的な目標の設定が馴染まない事業もございます。こちらにつきましては、取組内容から総合的に判断しております。

続きまして、一枚おめくりいただきまして、資料の 3 ページ、「(3) 評価結果の概要」でございます。前期計画につきましては、93 事業ございまして、そのうち、重点プログラムとして別に記載した事業は、25 事業でございます。

これらの事業について、市役所内の各所管課に、実施状況について照会し、評価基準に基づきまして、内部評価を実施しております。

その結果、平成 30 年度の実績といたしまして、93 事業のうち、「目標を上回って達成」である A 評価が 22 事業、「目標をおおむね達成」である B 評価が 59 事業、「目標を未達成」である C 評価が 11 事業ございました。

なお、「目標に対してほぼ未着手」である D 評価の事業はございません。「該当事業なし」が 1 事業ございます。

これにより、「目標を上回って達成」である A 評価と、「目標をおおむね達成」である B 評価を合わせた、「目標を達成」した事業は、93 事業中、81 事業となり、割合では 87.1% となっております。

また、重点事業については、25 の重点事業のうち、「目標を上回って達成」である A 評価が 8 事業、「目標をおおむね達成」である B 評価が 14 事業、「目標を未達成」である C 評価が 3 事業となりました。「目標に対してほぼ未着手」である D 評価の事業はございません。

その結果、「目標を上回って達成」である A 評価と、「目標をおおむね達成」である B 評価を合わせた、「目標を達成」した事業は、25 事業中、22 事業となり、割合では 88.0% となりました。

次に、3 ページの下にございます、「図 3 基本目標別の評価結果」では、4 つの基本目標ごとの評価を示しております。この図を見ていただくとわかりますが、「4 障害者の危機対策」につきましては、上の 3 つの基本目標と比較しまして、未達成事業が多い状況となっております。

4 ページから 8 ページにかけては、93 事業について、評価結果を一覧にして掲載しております。

そして、ページが飛んで申し訳ありませんが、9 ページ以降が、各事業の評価結果の詳細となっております。

資料の見方でございますが、9 ページの「事業番号 1 障害者の権利の擁護等に関する



条例の周知啓発」をご覧くださいませうでしょうか。

こちらを例にご説明いたしますと、事業所管課において、「平成 30 年度の取組み内容」とその「総合評価」、また、「評価理由」を記載いたしまして、さらに「さいたま市障害者政策委員会委員の意見」という欄を設け、事前に委員の皆様からいただいたご意見を、掲載させていただいております。

なお、委員の皆様から、特にご意見をいただいている事業につきましては、この欄を設けてございません。

93 事業のうち、事前に委員の皆様からいただいたご意見を中心に、6 月 28 日（金）に開催いたしました、市民会議でいただいたご意見とあわせまして、主なものを説明させていただきます。

まず、9 ページの「事業番号 1 障害者の権利の擁護等に関する条例の周知啓発」でございませうが、条例の周知啓発方法について、冊子を配布するなどの従来の啓発方法を踏襲するだけでなく、SNS 等を活用するなど、更なる取組が必要なのではないかとご意見をいただいております。

また、市民会議におきましても、冊子を配布することによって、どうなつたかが大切である。特に、子どもの頃から障害に対する理解を深めることが大切であり、小学校 6 年生を対象に簡明版冊子を配布しているが、配布された冊子がどのように活用されるかが大切なのではないかとご意見をいただいております。

簡明版冊子につきましては、これまで以上にご活用いただくために、教育委員会と連携いたしまして、今年度から配布時期や配布方法等を見直す予定となっております。具体的には、これまで 6 月頃に冊子を配布しておりましたが、これを人権学習の時期と合わせ 12 月頃に変更する予定でございませう。

また、配布にあたりましても、各小学校において、より積極的に活用していただけるように、ワークシートを添付するとともに、教職員向けに冊子やワークシートに関する説明文を添付する予定でございませう。

今後につきましても、各種イベント等での啓発のほか、ホームページや SNS 等の様々な媒体を活用するなど、より効果的な周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、9 ページの下段、「事業番号 2 誰もが共に暮らすための市民会議の実施」についてでございませう。こちらにつきましても、市民会議での意見がどのように市の施策に反映されたかわかりにくいといったご意見をいただいております。

こちらにつきましても、市民会議におきましても、同様のご意見をいただいております。

市民会議でいただいたご意見につきましては、資料 1-2 にありますように、主なご意見をまとめたものを本委員会にお示しさせていただいているところでございませう。従いまして、本委員会にお諮りしている議題につきましては、市民会議でいただいたご意見を踏まえ、委員の皆様にご審議いただいているものと考えております。

今後につきましても、市民会議でいただいたご意見に対し、一つ一つお答えすることは難しいのですが、本委員会でもいただいたご意見や市の考え方などをよりわかりやすくまとめた資料を作成し、市民会議にご参加いただいた方々に、フィードバックしてまいりたいと考えております。

次に、ページが飛んで申し訳ありませんが、23 ページ下段、「事業番号 36 グループホ

ームの整備」でございます。いただいたご意見といたしましては、他の政令市と比べてグループホームの数が少ない、年金と工賃だけでは生活できない、重度障害者を支える人的体制基盤が不十分など、課題が大変多いとのご意見をいただいております。

また、市民会議におきましては、グループホームの数ではなく、質についても大切であるといったご意見をいただいております。

また、33 ページ上段、「事業番号 62 障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実」についてですが、就職者数と合わせて、就職後の定着状況がどうなっているのか、また、企業における合理的配慮の提供がどのようになっているのかが大切であるとのご意見をいただいております。

また、市民会議におきましては、様々な障害種別にあわせた支援をしてほしい。特に視覚障害者については、国や県の専門機関の支援へとつながっていないといったご意見をいただいております。

最後に、41 ページから 45 ページにかけての事業でございます。「事業番号 84 防災知識等の普及・啓発」から、「事業番号 92 緊急時安心キット配付事業」までが、基本目標の「4 障害者の危機対策」のうち、防災対策に関する事業でございます。

防災対策に関する事業全体に対しまして、現行の障害者総合支援計画策定にかかるアンケート結果において、災害時への不安と対策の充実を求めるニーズは極めて高かった。東日本大震災における教訓が、熊本地震をはじめとするその後の災害時に際して十分に活かされていないことを踏まえ、しっかり対応すべきとのご意見をいただいております。

また、41 ページの「事業番号 84 防災知識等の普及・啓発」について、「災害時要援護者支援マニュアル」が視覚障害者に対しても、紙媒体で届けられていた。せっかくホームページに電子媒体を掲載しているのに、通知文にそのことについての記載がなかったとのご意見をいただいております。

また、市民会議におきましては、42 ページの下段、「事業番号 86 避難行動要支援者名簿の活用」につきまして、防災関係は実際に有事があつてからでは遅すぎる、市としてしっかり取り組んでほしいとのご意見をいただいております。

防災対策につきましては、比較的、未達成事業が多いこともあり、市民会議におきましても、多くのご意見をいただいております。関係所管課にはしっかりフィードバックし、計画の遅れを取り戻してまいりたいと考えております。

以上が、駆け足になりましたが、平成 30 年度の障害者総合支援計画の実施状況等についてのご説明となります。

なお、平成 29 年度に現行計画を策定いたしまして、平成 30 年度からこの計画が始まっております。その際に、委員の皆様からご指摘いただきましたとおり、現行計画につきましては、各事業における成果指標を、イベントの参加者数や研修の開催回数といったような活動指標、いわゆる「アウトプット指標」から、イベントに参加された方の満足度や研修会に参加された方の理解度といったような効果指標、いわゆる「アウトカム指標」へと見直しを行っております。

そのため、イベントや研修がどの程度の規模で行われたか等、事業の概要がわかりにくくなってしまうため、各事業の「取組み内容」欄にイベントの参加者数や研修の参加者数などを記載したほうがよいのではないかとのご意見をいただいております。市民

会議におきましても、同様のご意見をいただいております。

こちらにつきましては、本委員会後、本日委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、達成状況報告書を修正させていただく際に、各事業所管課に照会いたしまして、各事業の「平成 30 年度取組み内容」欄に記載させていただきまして、皆様にご報告させていただきたいと考えております。

本日、委員の皆様からいただいたご意見や考え方を踏まえ、計画に掲げた事業を着実に実施してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(平野委員長)

ありがとうございました。今、資料 1-1 と資料 1-2 を中心にお話しいただきました。資料 1-1 のほうで、昨年 30 年度の全体の状況が 3 ページにあるように、概ね事業内容では A、B 評価ということと、9 ページ以降、それぞれのところに委員の皆さま方から寄せていただいた内容を、加工せずにそのまま書いています。この委員会の場所では、皆さま方の発言等も公表してもらうために、事務局では、一切手を加えずにそのまま書き込んであります。

それと、先ほどの資料 1-2 では、市民会議で出された意見がありまして、だいたい共通したものを入れているのですが、皆さま方にはまず、この短い時間でございましたけれども、内容を精査していただきまして、貴重な意見を頂きまして感謝申し上げます。これを皆さんで確認していただきまして、先ほど事務局からご説明がありましたように、この報告を修正等いただければ、これを担当のセクションにフィードバックしたいということ、それから提案として、この表記の仕方ですね、先ほど言いましたように、かつて単純に、「いくらやったからいいんじゃないか」みたいな数量で、アウトプットで出したのですが、それだと成果が分からないということで、その内容を質的評価に変えたのですが、今度は逆に数的なデータが見えてこないもので、その部分を加えるようにしていきたいがどうだろうという打診もありました。

以上の点を含めて、皆さんからご質問ですとかご意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

(遅塚委員)

遅塚でございます。大変な作業量だったと思います。事務局におかれましては、本当にお疲れさまでございました。

アウトカム事業に変えていただいたということで、いろいろ事業の中の取り組み内容を記載していただけるということで、ありがとうございます。その上で一つ、幾つか確認なのですが、これは、委員会に報告されるということは、市民にもそのまま公開という理解でよろしいわけですね。

(事務局)

この報告書を市民の方に公開するということは、今は行っていないところでございまして、こちらにつきましては、この会議録を掲載させていただくに当たって、その会議で使用した資料ということで、公表させていただく予定でございます。基本的には会議で使用

した資料をそのまま公開させていただくことになっております。

(遅塚委員)

言葉が足りずに申し訳ないです。今のお答えで判断はついていますが、最終的にはこれらのものが報告というかたちでこの委員会に出されて、それは委員会資料として市民は、ホームページから見ようと思えば見られるということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

今はそういう仕組みにはなっていないので、こちらの達成状況報告書につきましては、基本的にこの後、フィードバックのようなかたちで市民の方にお示しする方法は、今はないため、事務局で検討させていただきます。

(遅塚委員)

ありがとうございます。隠すものでもないし、逆に市民の方に状況を知っていただくほうがいいと思うので、ぜひ公開できるような方法があればご検討をいただければと思います。

もう一つなのですが、先ほどのご説明、特にCの評価が付いたものについて、Cが付いた理由については、今の報告ですと、特に未達成でも理由があまり書かれていないものが多いので、それについてはどうされるつもりかということと、後は、ここで言うてもしょうがないということ承知で言うのですが、A、Bの評価の基準なのですが、110%以上ならAということになっています。目標を高く持つのは悪いことではないのですが、例えば、ホームヘルプサービスを週に5日来てもらっている人が、6日来てもらったら、それはいいことなのか、例えば、ショートステイもそうですが、いわゆるサービスというのは、本来必要な量があり、必要な量よりも多く提供されたら、それは必ずしもプラスではないという事業もあると思うんです。そういうことも含めて、目標100%ではBになって、1割超えないとAにならないという評価は、それがいい部分もあるとは思いますが、逆に、見ているとちょっと分かりづらいと思います。例えば、理想型が100%の事業でちゃんと100%達成したら、Aと見て分かるほうが、一般的には分かりやすいのではないかと思います。これは、今さらしょうがないことなので、感想です。Cの評価がついた事業についてだけ、状況を教えていただければ結構です。

(事務局)

ありがとうございます。C評価のものにつきましては、今回状況が分かるように、所管課に問い合わせまして、事務局で手直しをさせていただいたところではあるのですが、今後、また照会をする際にもう一度、所管課に問い合わせまして、もう少し詳しい状況をこちらに記載するように努めまして、皆さまにご報告させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

(平野委員長)

他はいかがでしょうか。荒井委員、どうぞ。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。私が提出しました意見調書の修正が1点、コメントが3点、それから質問が2点あります。

まず、私が提出した意見調書なのですが、事業番号61番について、参考資料として、新聞記事のサイトを記載したのですが、それを読書バリアフリー法の法律文書に差し替えをお願いしたいと思います。既に事務局には法律文書を事前にお送りしてございます。

次に、コメントの一番上です。ここの事業番号61番なのですが、さいたま市立図書館が、読書バリアフリー法が成立するはるか昔から、視覚障害者をはじめとする読書困難者に対して、その保障をする大変先駆的な取り組みを行ってきました。今回の法律の成立で、いかにさいたま市立図書館の取り組みが先駆的であったかご理解いただけたと思います。このように、事業達成報告なのですが、課題の指摘も大切ですが、それと同じくらいに、「この取り組みはとても良かった」という、そういうコメントも大変重要になるのではないかと感じております。

コメントの2番目です。生活支援や就労支援に関しては、障害種別の間で取り組みに大きな差があります。ですから例えば、取り組みが進んでいない障害種別に関しては、国や県の専門機関に確実につないだ数字を指標化するなど、新しい評価基準が必要なのではないかと感じております。

コメントの3番目です。資料全体の評価を拝見して感じたことなのですが、パンフレットを何部配ったというような、相変わらず紙ベースの指標が大変目立ちます。それは例えば、サイトのアクセス数といったICTの面から評価する指標を加えるということをするれば、かなり評価が上がる事業が増えるのではないかと感じました。

大変くどいようで恐れ入りますが、私が前期の委員の時代から毎回申し上げております、ICTの活用というのは、あくまでその論拠は、さいたま市のノーマライゼーション条例25条の1と2にあります。決して新しいことを申し上げているわけでもなく、就労している視覚障害者にとってICTが便利だからという狭い視点で申し上げているのではなくて、あくまで市が策定されたノーマライゼーション条例25条の1と2であることを、委員の皆さま、それから市当局の皆さまとともに、ここで確認とコンセンサスをいただければ幸いです。

次に質問です。質問の1点目です。事業番号60番、選挙時の情報提供なのですが、音声テープや、点字の選挙広報の配布数ですが、これは何をもとに算出されている数なのかをご教示いただけないでしょうか。多分、選挙人名簿の中の視覚障害で障害者手帳を取得している数となるのではないかと推測するのですが、そういう数字でもなさそうに見えるので、何を基にして算出しているのかを教えていただければありがたいと思います。

質問の2番目です。これは、市の事務局とさいたま労働局の榊田委員にご教示いただければと思うのですが、昨年ご一緒に作成した、視覚障害者を一般就労につなぐフローなのですが、これは、いつ頃サイト等に公開していただけるのかを教えていただきたいと思います。具体的な事業に入っていないなくても、視覚障害者の私どもとしては、良い取り組みは良いというふうに評価をしたいと考えておまして、みんな大変楽しみにお待ちしております。どうぞ、よろしく願いいたします。

(平野委員長)

要望としては幾つかあったのですが、質問として 60 番のところ、選挙時の情報提供ですね。これは、平成 30 年は選挙がないのですが、令和元年は 250 本、この数字の根拠ですよね。これがどういうものなのか、それから 62 番のところで、視覚障害者のフローの早急な公開というところでどうなっているのか。これは榊田委員、もし情報があればお教えいただきたいのですが。事務局、よろしいですか。

(事務局)

まず、周知啓発につきまして、紙ベースでの周知啓発が中心になっているということは、我々も、これまででも頂いたご意見を基に理解はしているところでございます。ホームページ、あるいは SNS 等の媒体をできるだけ使いまして、周知啓発を今後進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2 点ほど質問を頂いていると思うのですが、まず、選挙時の情報提供につきましては、選挙課に確認をさせていただきまして、こちらは、障害手帳、あるいは視覚障害者の方の数を基に 250 本の目標を設定しているわけではございません。基本的には、本日、山崎委員がおみえいただいておりますが、視覚障害者福祉協会様に、会員数を確認させていただきまして、音声データの選挙公報がどのくらい必要なのかを、まず確認させていただき、それにプラスして、各区役所、それから図書館、公民館、それから障害者生活支援センターに、主に閲覧用として配置させていただいているところでございます。

こちらの施設数を基に、これまでどのくらいの方がこの音声データを希望して取りに來られたかということを踏まえまして、この 250 本という件数になっているところでございます。

続きまして、昨年度の政策委員会のほうで取り扱いをさせていただきました、視覚障害者を一般就労につなぐフローにつきましては、障害者総合支援センターをお願いいたします。

(事務局)

着座にて失礼いたします。障害者総合支援センターの矢部と申します。荒井委員におかれましては、こちらのフローの作成について、ご協力いただきましてありがとうございました。今現在、労働局の障害対策課様を通して、ハローワークの浦和と大宮に確認を取っている段階です。近日中には市のホームページに掲載する予定になっております。以上です。

(平野委員長)

榊田委員、よろしいでしょうか。荒井委員、よろしいでしょうか。

(荒井委員)

ありがとうございます。

(平野委員長)

他にいかがでしょうか。どうぞ、渡部委員。

(渡部委員)

高次脳機能障害ナノさいたま当事者会・家族会の渡部です。26 ページに 2 つあるのですが、事業番号 43、今、高齢介護、40 歳以上の脳血管疾患は、高齢と障害をまたいでいますが、障害者施策推進本部の前の資料で、管理職の方と担当部署で、高次脳機能障害のことを知らないという人が 64%、担当で 63%、それからもう 7 年たっているので、施策がどれだけ進んでいるのかなと思ったのですが、まだこのような状況なので、もう少し進んでいただければありがたいかなと思っています。

それと、同じページの事業番号 45、精神保健福祉士のところなのですが、高次脳機能障害は器質性精神障害なので、そこに含まれているのかなと思っていますので、この辺も施策の中に入れていただきたいなと思っています。以上です。

(平野委員長)

2 点、要望事項ということですね。他は、特にいかがでしょうか。研修の面でもっと進めてほしいということと、45 番のところ、高次脳機能障害の支援をもっとちゃんとやってほしいということですね。他はいかがでしょうか。

(遅塚委員)

たびたびすみません遅塚です。一つ聞き忘れてしまったのですが、質問と意見を随分出したのですが、17 ページ、事業の 23 番です。ここで目標値が 50、50、50 となっておりますが、1 年目に 110 実現してしまったとすると、それは別にいいことなのですが、そうすると、例えば、今年度、来年度の評価をするには、50 に対する評価をそれぞれするのか。それとも、3 年間の目標の合計 150 人に対し、110 人を実現したら、残りの 40 人に対して今度は A、B 評価をするのか。その辺が、ちょっと見ていて分からなかったので教えていただければと思います。他にもそういう項目がちょっとあったので、よろしくお願いします。

(事務局)

障害政策課の新藤です。着座にて回答させていただきます。よろしくお願いします。

先ほど、委員からあったご質問の目標の数値なのですが、令和元年度、2 年度の 50、50 を、また目標に整理をしているところであります。以上です。

(平野委員長)

一般論ですが、計画の場合、3 年間でこれだけ達成する、ここでは 50、50、50 だから、3 年間で 150 達成ということだから、110 実現しているので、残り 40 埋めればいいということですね。50、50、50 の目標を足して、110 達成したから、残り 40 を達成すれば、良いということですね。

(事務局)

3年間で150ではなくて、一応今回の50に対して110で整備はできたのですが、来年、再来年も目標を50と考えています。

(平野委員長)

分かりました。他はいかがでしょう。

それでは、よろしければ、次の議題もあるのですが。今、頂いたご意見、高次脳機能障害のことで頂いた意見ですとか、遅塚委員から出たCの評価の理由ですとか、あと、荒井委員から出た、読書バリアフリーの法律とか、こういった点についてはこれから盛り込むということと、細かいところなのですが、表現が幾つか違っているところがあったりするので、若干文言の整理だけ、趣旨は変えないのですが、文言の整理だけさせていただいて、この資料1-1と資料1-2、これを各担当課のほうにフィードバックするというかたちでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、後で完成版をまた改めて各委員の皆さん方にお配りいただいて、それから、遅塚委員からの意見のとおり、市民への公開については、ぜひ(案)の取れたものを、市民にどのように公開するかということで検討いただくということをお願いします。

最後に事務局のほうから提案がありました、いろんな質の評価になったけれども、今度は量の効果が見えてこない。もちろんこれは、荒井委員が言った、幾つ配ったかという問題ではなくて、実際にどのくらい成果があったのか、それも分かるようにするという記載も、これも遅塚委員からありましたけれども、その文言を盛り込めるようなところを考えていただきたいということで、よろしいでしょうか。

それでは次の議題に移らせていただきます。

議題(2)次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査については、ワーキングの方が先行しておりますが、ご協力いただいた委員の皆様ありがとうございました。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議題(2)の次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について説明させていただきます。

アンケート調査に関しましては、5月30日に開催いたしました、第1回ワーキンググループにおきましてご意見をいただいたほか、会議の進行を考慮いたしまして、事前に委員の皆様にご意見の提出をお願いさせていただきました。

ご多忙のところ、ワーキンググループにご参加いただいた皆様、また、意見調書を通じ、ご意見をいただいた委員の皆様には、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

なお、6月28日に開催いたしました市民会議におきましても、ご意見をいただいております。皆様からいただきました、ご意見を踏まえまして、アンケート調査票の素案を作成いたしましたので、ご説明させていただきます。

まず、お手元の、資料2-1「さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート実施概要(案)」をご覧ください。



ご承知の方もおられると思いますが、まず、「1 目的」でございます。このアンケート調査は、保健福祉に関わる障害者の生活状況やサービス等に関する利用状況、及び今後の要望等を把握し、令和3年度からスタートする、次期障害者総合支援計画の策定に向けた基礎資料とすることを目的に実施するものでございます。

続きまして、「2 今後のスケジュール（予定）」でございます。

本日の委員会におきまして、アンケート調査票の素案につきまして、皆様よりご意見をお伺いしたいと考えております。

皆様からいただいたご意見を踏まえまして、8月中にアンケート最終案を作成し、委員全員に送付させていただきまして、ご確認をいただき、9月中にはアンケート調査票を確定させていただきたいと考えております。

アンケート調査につきましては、10月の1か月間で実施したいと考えておりまして、集計結果につきましては、11月から12月にかけて、回答を単純集計した、「集計結果速報概要版」を作成いたしまして、来年の1月に開催予定の第2回障害者政策委員会でご報告させていただき、最終的な「結果報告書」を、令和2年の3月に開催予定の第3回障害者政策委員会でご報告させていただく予定でございます。

続きまして、「3 調査の概要」でございます。アンケート調査の実施時期につきましては、10月1日（火）から10月31日（木）までとし、締め切りについては、郵送による回収を考えておりますので、31日消印まで有効とすることを考えております。

配布数につきましては、資料の表にありますとおり、前回と同様、障害種別ごとに7種類の調査票を作成し、全部で6,500部程度を予定しております。

次に、裏面2ページをご覧ください。アンケートの配布方法でございます。原則、郵送での配布を考えておりますが、一部の調査票につきましては、病院や当事者団体等へ直接配布させていただきたいと考えております。

続きまして、アンケートの回収方法でございますが、調査対象者のプライバシーを保護すること、調査票提出の自由意志を尊重することなどを配慮して、原則として、アンケートに同封いたします返信用の封筒を活用いただき、回収させていただきたいと考えております。

次に、アンケートの設問内容についてでございますが、設問内容につきましては、前回調査との比較を行いやすくするため、平成28年度に実施いたしました調査票の内容を基本的には踏襲させていただきたいと考えておりますが、成年後見制度に関する設問を新たに追加させていただきたいと考えております。

ご承知の方もおられることかと思いますが、成年後見制度は、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な方について、後見人等がその判断能力を補うことによって、その方の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目的としております。

しかしながら、成年後見制度が十分に活用されていない状況がございまして、国において、平成25年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行されておきまして、更に、平成29年3月には、具体的な施策を示した、成年後見制度利用促進基本計画が策定されております。

こちらの計画には、市町村が取り組むべき課題が示されておきまして、その中のひとつ

に、市町村は、国の計画を勘定した基本計画を策定することとされております。

つきましては、本市の次期障害者総合支援計画の中に、成年後見制度に関する計画を盛り込むため、この度、設問項目を追加させていただきたいと考えております。

追加する設問につきましては、資料 2-2「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査設問一覧（令和元年度実施）（案）」、横向きの資料の 3 ページをご覧ください。3 ページ上段にありますとおり、追加する設問といたしましては、「成年後見制度を知っているか」、「成年後見制度の利用状況」、「成年後見制度の利用のきっかけ」、「成年後見制度申立て手続きについて」、「成年後見制度を利用しなかった理由」、「成年後見制度についての感想」の 6 項目を考えております。

なお、成年後見制度に関する設問につきましては、先日、事務局からお示ししました素案（案）につきまして、ワーキンググループ、及び意見調書により、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、大幅に修正させていただき、素案に反映させていただいておりますので、後程、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、素案（案）では、調査票 B が知的障害者の方向けの調査票、調査票 C、精神障害者の方向けの調査票、調査票 E、精神科病院入院患者の方向けの調査票のみ、成年後見制度に関する設問を追加することと考えておりましたが、ワーキンググループにおけるご意見を踏まえまして、その他の調査票、調査票 A、身体障害者の方向けの調査票、調査票 D、難病患者の方向けの調査票、調査票 F、発達障害者の方向けの調査票にも追加することとし、素案に反映させていただいております。よろしく申し上げます。

続きまして、お手元の資料 2-1「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート実施概要（案）」にお戻りいただきまして、2 ページ目の中ほどにあります、「4 その他」をご覧ください。

(1) 視覚障害者への配慮といたしまして、調査票を郵送配布する際に、点字版の調査票を各区役所支援課、障害政策課にご用意していること、及び希望者には電子データを電子メールで送付できることを通知文で案内することを考えております。

なお、通知文につきましては、ワーキンググループでいただいたご意見を踏まえまして、拡大文字版、点字版、音声版の 3 種類を同封することを考えております。

また、調査票につきましても、紙媒体での調査票だけでなく、音声版の調査票もあわせて送付させていただく予定でございます。

次に、(2) 窓口対応につきましては、各区役所支援課に調査票の見本、閲覧・貸し出し用の点字版調査票を配布することを予定しております。

また、調査票の内容に関する問い合わせや記入の補助などの支援を行うことを調整させていただいているところでございます。

続きまして、(3) 周知につきましては、市報さいたま 10 月号やホームページに掲載するほか、ワーキンググループ、及び市民会議でのご意見を踏まえまして、障害者団体や障害福祉関係事業所に対しましても、協力を呼び掛けさせていただく予定でございます。

続きまして、お手元の資料 2-3「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートに関する主な意見」をご覧ください。

こちらは、先日開催いたしましたワーキンググループ、及び意見調書において、委員の皆様よりいただいたご意見をまとめさせていただいたものです。

本日は、お時間の都合上、いただいたご意見を踏まえまして、修正させていただいた点や本市の考え方について、かいつまんでご説明させていただきます。

まず、資料 2-3「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートに関する主な意見」の左側、項番 3 及び 4 についてでございます。

こちらは、アンケート対象者を抽出する際に、各手帳所持者のうち、さらに詳細な障害種別や、年齢等を考慮して抽出した方がよいのではとのご意見をいただいております。こちらにつきましては、現行の業務委託契約等の都合上、さらに詳細な障害種別、年齢等の様々な条件を付して対象者を抽出、調査票を作成することは困難なため、次回アンケート調査を実施する際の検討課題とさせていただきたいと考えております。

ただし、調査結果を集計、分析する際には、いただいたご意見を踏まえまして、詳細な障害種別や年齢等を考慮してまいりたいと考えております。

続きまして、項番 6 のホームページにアンケートフォーム等を作成し、調査を行ってはどうかのご意見でございます。こちらにつきましては、個人情報保護や重複回答の防止対策などの対応が難しく、今回の調査につきましては、概要（案）のとおりとさせていただきます。

次に、項番 7 及び 8、重複して障害をお持ちの方を考慮して、設問項目を増やしたほうがよいのではないかとのご意見でございます。重複障害を想定した場合、全ての調査票に設問を追加することとなり、設問数が多くなってしまいます。それに伴いまして、回答者の負担増となり回答率が落ちてしまうことや障害種別ごとに調査票を作成している趣旨等を勘案いたしまして、素案のとおりとさせていただきたいと考えております。

続きまして、項番 9 の調査票 F、発達障害者の方向けの調査票ですが、配布方法等につきまして、これまでと同じように障害者団体だけに配布すると、回答者の分布に偏りが生じてしまうため、総合療育センターひまわり学園や市内の小・中学校の通級指導教室等に調査協力を依頼できないかのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、今回のアンケート調査より、総合療育センターひまわり学園、療育センターさくら草、教育委員会にご協力をいただきまして、療育センターや市内の小・中学校通級指導教室に調査協力を依頼しているところでございます。

続きまして、項番 14 及び 15 でございます。福祉サービスに対する満足度やニーズを調査する内容を充実させてはどうかのご意見をいただいております。

また、項番 16 にありますとおり、次期計画のうち、「市町村障害福祉計画」を策定するにあたって、アンケート調査の回答から、必要量、見込量を推計する方法を検討しておく必要があるとのご意見をいただいております。

ここで、お手数ですが、資料 2-4「さいたま市次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート素案」、横向きの資料の 9 ページをご覧ください。9 ページ右側の設問 27、「障害者福祉施策への要望」でございます。

設問 27「障害者福祉施策への要望」につきましては、事業所向け調査票 G 以外の調査票における共通設問でございまして、調査票 A を例といたしまして、ご説明をさせていただきます。

福祉サービスに対するニーズ等を調査する目的といたしまして、こちらの設問を設けているところでございますが、多種、多岐にわたる個別のサービスに関する設問をさらに追

加することは回答者の負担増となり、回収率に影響を及ぼすおそれがあるため、素案のとおりとさせていただきたいと考えております。

今後、次期計画策定にあたり、「市町村障害福祉計画」策定に関しまして、今回のアンケート調査の結果や国の障害福祉施策に関する動向等を注視いたしまして、必要に応じて個別にニーズ調査等を行うなど、福祉サービスに対するニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

なお、設問 27 につきましては、回答できる数は、3 つまでとなっております。こちらにつきまして、回答できる数を増やしたほうがよいのではないかとのご意見をいただいております。資料 2-3 で要検討とさせていただいているのですが、回答できる数を増やすことで、調査結果から要望、ニーズ等を把握することが難しくなるおそれもございますので、回答できる数を増やしたほうがよいのか、また、増やすとするといくつぐらいが妥当なのかなどにつきまして、本日、委員の皆様にご意見を伺いたいと考えております。

それでは、資料 2-3 「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートに関する主な意見」の裏面 2 ページをご覧ください。

項番 35 の調査票 A、身体障害者の方向けの調査票につきまして、聴覚障害者への配慮といたしまして、調査票にルビを振れないかのご意見をいただいております。

こちらにつきましては、障害特性に応じて、個別に調査票を作成し、送付することは難しいため、調査票 A の全ての対象者にルビを振った調査票を送付することとさせていただきたいと考えておりますが、こちらにつきましても、本日、委員の皆様にご意見をお伺いしたいと考えております。

また、お時間の都合で、説明は省略させていただきますが、皆様からいただいたご意見を踏まえまして、文言や選択肢の修正を行い、素案に反映しておりますので、お配りしております。資料 2-4 「さいたま市次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート素案」でご確認いただければと考えております。

長くなりましたが、「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について」の説明は以上となります。どうぞ、よろしく願いいたします。

(平野委員長)

ありがとうございました。資料 2-1 をご覧ください。来年度の計画を議論するための基礎資料ということで、今年アンケート調査をお願いするというところで、スケジュールとしては、今日のこの会議で基本的にご了解いただければ、あとは技術的にまとめて作業に入って、10 月 1 日に発送して、記入して回収すると。そして次の 1 月の会議ですが、その辺には中間報告、そして来年の検討のときにはこれを出すというかたちにしたいと思います。また、そこにありますように、全体の配布数は前回とほぼ同じですが、6,500 となります。区分も、こういうふうにやりたいと。それから内容ですが、資料 2-2 にありますが、基本的には前回と同様で、実は時系列の変化を見る、これまでとの比較をする関係で、あまりいじると変化が見えないのでこのようになっております。ただ、大きな変化は、資料 2-2 の成年後見制度です。ここは全部の調査票に、これは成年後見制度の促進法という法律もできている関係もありますので、この部分を全ての障害区分に追加するというかたちでございます。

それ以外は、お手元にございます資料 2-3、ここで皆さん方にワーキンググループ、あるいは意見の聴取を受けまして、できるものはできるだけ取り入れるかたちで修正をさせていただきます。技術的な問題ですと、難しいものは次回の検討課題というかたちになりました。

ちょっと事務局で判断が難しい、議論してほしいというのが、調査票 A の 9 ページ、問いの 27、上位 3 つを選んでくれというところをどうするかです。最後のところですけども 35 番、聴覚障害の関係でルビを振ってくれということですが、これもテクニカルの問題なんですけど、聴覚障害の人だけ選んで、そこだけ別のものというのは技術的に難しいということもあって、やるのであれば、全ての身体障害者の方に、そういう意味では、逆に言えば、同じ調査票が、全ての身体障害者の方に行きますから、これだけが特別というかたちにならないということで、やるなら全員にという、身体障害者の方へは全てルビを振ったものとしたという提案がございました。

この 2 点を踏まえまして、いろいろご意見を頂きたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。どうぞ、荒井委員。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。今、事務局からご依頼のあった点につきまして。まず、選ぶものが 3 問で良いかどうか。私は 3 問で良いのではないかと考えます。

もう一つ、ルビの件につきまして、一つ質問をしたいのですが。ルビを付けるのは、紙媒体だけでしょうか。それとも、電子メールで送られてくる電子データの調査票にもルビが付くのでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。こちらにつきましては、ルビを振るのは紙媒体のみと考えております。逆に、ルビを振ることによって、音声読み上げソフト等の対応が困難だということもあるかと思っておりますので、視覚障害者の方への配慮として、電子データをお送りしますと、先ほどご説明したかと思うのですが、そちらについてはルビのないものをお送りさせていただきたいと考えております。

(荒井委員)

荒井です。さすがでございます。もう視覚障害者への情報提供、大変熟知していらっしゃる事が分かり、本当に心から御礼申し上げます。それであれば、紙媒体だけであればルビがあっても良いと思います。

また、この場をお借りしまして、今のところの資料 2-1 の、4 その他のところの、(1) の視覚障害者へのアンケート調査に対する合理的配慮につきまして、こちら心から感謝申し上げます。これは多分、この政策委員会や市民会議で、ご一緒に培ってきたノウハウなのではないかと思っております。

また、昨年度のさいたま市の職員研修の代筆、代読の講義の効果もあるのではないかと考えているのですが、私の理解は合っていますでしょうか。合っているならば、ご一緒にこういうことを実行することは、本当に私たち視覚障害者にとって、大変うれしいことで

す。本当にありがとうございました。以上です。

(平野委員長)

他はいかがでしょうか。

(遅塚委員)

遅塚でございます。回答選択肢の数を増やしてはどうかと提案したのは私でございますので、少し長くなりますが、お話をさせていただきたいと思います。

そもそも今回のアンケートというのは、計画を作るための資料としてのアンケートでございます。さいたま市の障害者総合支援計画においては、いろんなサービスの目標値というもの、あまり示されていないということを以前から申し上げております。

さいたま市の施策において記述されているのは、見込み量という数字がほとんどです。そうしますと、本来、障害福祉計画というのは、例えば、「何々サービスを使いたい人がこのくらいいるから、どのくらい最終的には必要で、でも、取りあえず3年間でどのくらい増やそうね」というようなことが含まれていないと、ちょっと計画としてはいかがなものかと思っております。

根拠としては、国でも法律、障害者総合支援法に書いてあるのが、年度ごとの障害福祉サービスの必要量の見込みを書けという具合に、確かなっているかと思えます。そのような意味で、現行のさいたま市の計画というのは、少し不足しているのではないかという思いがあります。

そのためには、正確に必要量を書き込んでいくためには、やっぱり市民のニーズが分からないと書き込みようがないので、それを調べる方法としては、このアンケートということが一つの機会ではないかと思っております。このような大規模な調査は、そんなに軽々しく何回もできるものではないですから、今回のものに合わせて、市民のニーズが少しでも把握できればいいかなということで、いろいろ提案をさせていただいたところがございます。

例えば、先ほど事務局からお示いただいた調査票Aで言いますと、9ページの問いの27です。「いろんな障害福祉施策への要望についてお聞きます」という項目があります。個別のニーズを知るためには、ものすごく質問数が増えてしまうので、せめてこの項目の中で行くしかないだろうというお話は以前に頂きまして、それは技術的にそうだろうなと思えます。この中で、いかにして少しでもニーズをちゃんと捉えていくかということで選択肢が整理されているかという観点で考えたときに、これは非常にバラバラな印象があります。

例えば、今22の選択肢がある中で、「障害福祉サービスはどれですか」と聞いたときに、パッと分かる人はあまりいないと思います。例えば、答えで言うと、2番、4番、5番、6番、20番、21番は、障害福祉サービスです。その他にも、例えば、就労支援に関して答えようと思っていると、まず3つ目に、福祉的配慮のされた働く場、または活動の場というのがあって、これかなと思ってずっと見ていると、10番目のところに、障害者の就労や雇用施策の充実とあって、油断すると、最後の21番のところ、就労の支援、就労継続支援といった障害福祉サービスの項目があります。そういう意味で、一応いろんなこと

を網羅しようとしていることが感じ取れるのですが、項目としてあまり整理されていないような気がいたします。

そのための提案として、私のほうからは、この項目で障害福祉サービスについてのニーズが、どの項目が特に多いのかという、せめて感覚だけでもつかめたりするように、障害福祉サービスの部分だけ、後ろのほうか何かにもまとめてはどうかということをご提案させていただきます。

例えば、グループホームとホームヘルプとショートステイをどこかにまとめて、枠でくくったりして、そうすると、一般的な「こんなのが欲しいな」ということをこの項目の中で答えていただくと同時に、特定の障害福祉サービスでもっと増やしたらいいなというのがあれば、別項目で丸を付けてはどうかと、そういう整理の仕方をしたほうが分かりやすいのではないかなと思って、ちょっと提案をいたしました。

そうしますと、今ここで聞いている、分野で3つというのは、別に枠でくくった障害福祉サービスの中で、一つどれが欲しいなみたいなものを、多分、もっと丸を付けてみたいな感じに分けないと、ちょっと答えづらいんじゃないかなと思って、現行の3にプラス1みたいに、4つに増やしていただけないかという、そういう提案をさせていただいたところですよ。

すみません。長くなりましたが、とにかく申し上げたいのは、単なる現行みたいな、一定の伸び率にそのまま伸ばして見込み数としたなんていう計画ではなくて、もうちょっと目的のイメージを出したちゃんとした計画を作るためには、市民のニーズを知ることが大切で、そのためには、このアンケートを少しでも使えたほうがいいんじゃないかという意味で、もうちょっと、この問27の部分も整理されたらいいなという、そういう提案でございます。長々とすみません。以上です。

#### (高濱委員)

今の意見は、非常に貴重です。アンケートを取りました、政策が決まりましたと漠然とつながっていくよりも明確なので、聞いていて、本当にそのとおりでなと思いました。項目別にまとめるとか、答え方を変えたほうがいいのかというのは、私も思いましたというのが一つです。

時間もないので、ついでに一言言っておくとですね。こうやっっているんなニーズを聞いて、2年後、3年後のことを決めていくということを進めているのですが、荒井委員も言われていますけれども、とにかく今は、世の中が革命の時期なんですよ。何年前には持っていなかったスマートフォンを皆さんが持っているように、ICTの技術が急激な進歩で。言いたいのは、問い自体がどんどん変わっていくと思うんですよ。つまり、「グループホームをつくってほしいですか」「何人いました」と聞いて、3年後には、「スマートグループホームをつくれますか、作りませんか」というように変わっていくと。ICTをどれくらい装備したグループホームになるかみたいなことこそが問われるというようなことがあって。全ての質問項目は、ICTがあればどうなるかなと考えていかなきゃいけない、問い自体が変わっている時代になって、今までと同じことでは駄目なんじゃないかなとずっと思っています。それでICTの専門の委員を置いたほうがいいんじゃないかと。とにかくスマホがあればというか、ICTの技術が進化したならば何ができるかとい

うようなことを同時に考えていかないと、次の時代の障害者施策を考えられない時代に、とっくにもうなっているということがすごく重要な視点として、一言言っておきたいと思います。

(平野委員長)

どうでしょうか、他は。荒井委員。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。何度もすみません。今の遅塚委員のご説明を伺って、私が、なぜ3つでいいかという理由がよく分かりました。さまざまな選択肢が混在しているので、3つよりも多く選んでほしいと言われたら、難しいなと思ったから、そのように答えましたが、今の遅塚委員の意見のように、質問自体を整理して作り替えていただけるというのであれば、私もそちらのほうに賛成をします。

それから、もう一つコメントをします。同じ資料の抽出方法で、市がお示しになられた今回のアンケートの「正確な推計結果を得るためには」という文書があると思うんですが、それには、全面的に賛成します。一般市民の縮図と障害者の縮図を比べて見るためには、やはり次回のアンケートに年齢という層が必要だと思います。

今回のワーキンググループでは、事前にアンケート調査というテーマを頂いていたにもかかわらず、私が全く統計について知識がないままに参加してしまったことは、委員として大変未熟でございました。この場をお借りして、深くお詫び申し上げます。

その後、心を入れ替えまして、一緒に活動をしている仲間たちと、統計学の勉強を始めております。つきましては、次回のアンケートに際しては、委託契約を結ぶ前、それから調査概要を決定する前に諮問のご用命を頂きたいのですが、いかがでございましょうか。

(平野委員長)

他は、いかがでしょうか。

(渡部委員)

先ほど、ちょっと声が詰まっちゃったのですが、高次脳機能障害というのは、60歳以上から70歳くらいの、脳血管疾患がものすごく多いんです。なので、高齢介護というのはまた別の分野、福祉じゃなくて介護系になってしまうので、そちらの調査が含まれていないのが、高次脳機能障害も、福祉と介護とまたがっているところにある位置にあるので、その辺の調査を入れていただかないと、人のニーズが集まってこないかなと思います。65歳以上の方もちょっと含めたものも入れていただくと、中途障害という高次脳機能障害が、その人たちのニーズはかなり、僕らの推測では5,000人以上、さいたま市の中でもないということなので、その辺の調査も含めて、いろいろしていただくとありがたいなと思っています。以上です。

(平野委員長)

65歳以上は、介護の方の調査になるのでしょうか。



(事務局)

今回の調査自体は、そもそも年齢等の考慮はしておりません。手帳所持者の方のうち、概ね 10%程度に相当する方に対しまして、無作為で抽出させていただいているところでして、必然的に 65 歳以上の方も調査の中に含まれると考えてはおります。

(平野委員長)

それで、回答が出てくれば調査結果に入ってくるということによろしいでしょうか。

(赤沼委員)

初めて参加するもので、この配布数 6,500 部というのは、妥当なものなのでしょうか。配布された資料に書いてあった、実際には配布するけれども、回答は自由意志ということであるとすると、もっと回答というのは少なくなるのではと思っています。通常、今まででもやられていると思うのですが、10%を無作為に選んだ場合に、どのくらい回収率があるのかなというところが、ちょっと気になると感じました。

(事務局)

もちろん全ての方にお聞きできればそれが一番だとは思いますが、予算、あるいは業務委託契約の関係上、全ての方にお聞きすることは難しい状況の中で、できるだけ多くの方にといいところで、調査可能な件数が 6,500 という数になっております。

ちなみに、前回の平成 28 年度に行われました調査での回収率を申し上げますと、回収率としては全体で 53%、約半分程度の方に回答いただいているというところでございます。

(渡邊委員)

今の質問とかなり重なる部分があるのですが、これは、各障害の方に、アンケートをそれぞれ出すということになっていきますけれども、各障害者間で、回収率の差はないのでしょうか。今までの結果では、なかったのでしょうか。

(事務局)

詳しい障害種別ごとのそれぞれの回収率、前回のアンケートの調査の回収率を申し上げたほうがよろしいでしょうか。

(渡邊委員)

精神科病院の入院患者などは、回収率がちょっと低いのではないかなと思ったものから、その辺の抽出のやり方とか、質問自体がかなり難しいのではないかなと思いましたので、ちょっと質問させていただきました。

(事務局)

今、渡邊委員がおっしゃったとおりでございます。精神科病院に入院されている方につきまして、前回 28 年度は 150 部配布させていただきました、一番回収率が低く、30%程度となっているところです。こちらにつきましては、われわれも、今回の配布に当たっての課題だと認識しておりますので、検討してまいりたいと考えております。ご協力よろしくをお願いいたします。

(事務局)

事務局です。遅塚委員からご指摘いただきました、設問 27 につきましては、確かに選択肢の 1 番から 22 番まで、例えば、福祉サービスがあつて、次に保障の問題が来たり、医療だとか就労が来たり、選択肢が混じっておりますので、選択する側が選択しやすいように、福祉サービスは福祉サービスにまとめて、制度の充実が制度の充実でまとめて、相談支援は相談支援、就労は就労というふうに、バラバラにならないように、分かりやすく整理をしていきたいと思ひます。

実際に、障害福祉サービスは、当然、計画があつてのことですので、例えば、訪問系のサービスですとか、日中活動系のサービスですとか、居住系のサービスですとか、就労系のサービスというものがあつたので、選びやすいようにということと、また、主たるサービスが設問から抜け落ちないようにということをもう一度チェックしてから、この設問の整理整頓といひますか、配置を変えていきたいと考えております。以上です。

(平野委員長)

皆さん、大変ご議論いただきましたけれども、ちょっと確認をしていきたいと思ひます。まず、事務局から提起のあつた資料 2-3 のところですね。一番後のところの、聴覚障害の方への配慮としてルビを付けるということについては、全ての身体障害向けの調査票についてルビを付けるということで、ご確認いただけますでしょうか。

それから次の設問 27 についてですが、これについては、私から見ても、確かにパッと見て、例えば、働くということを見ると、3 のところにも働く場があつて、それから 10 でも就労や雇用の施策、21 に就労移行支援があつた。確かに、どれをどう選べばいいか分からない。それから、年金とか手当、これは正直言ってさいたま市ではどうしようもないことで、国でやることになります。この辺は、今、事務局が言ったように整理をして、答えやすいようにするというところでよろしいでしょうか。

それから、多分、遅塚委員のご意見について、計画にニーズのところの頻度とかそういったものも出てくると思ひます。国の調査を作るときに関わつたことがあるのですが、そのときには、国の調査では、どれくらい必要かという頻度がでてくるのですね。週何回とか、そういったことも今後必要になってくると思ひます。それは、今後の課題として受け止めさせていただきます。それから高濱委員が言われたように、今後だいが質問が変わってくるということで、それも踏まえて今後の情報の問題をどうするかとか、そういったことも考えたり、配慮していきたいということで、とりあえず、身体障害の調査票には、全員にルビ振りのものを配布する。それから、設問 27 についてはもう 1 回整理していただいて、答えやすいよう、聞き取りの趣旨がはっきりして、何を求めるかを分かりやすくす

るということによろしいでしょうか。それから、いろいろ出た点については、引き続き検討させていただきます。

それから、データの話をしますが、ちょっと参考までにお伝えしますと、だいたい統計、大学で調査する関係では、今回の場合は、ある程度特定集団ですよね。全ての日本国民に聞きたいとか、こういう性質の調査の場合には相当の数字が必要なのですが、今回は障害者という特定の集団で聞くことになるので、だいたいの相場なのですが、250分の1の回答があれば、統計上だいたい成立するということになっています。ですから、6,500という数字で半分として3,000としても、十分250分の1は超えているので、統計学のデータとしては成立する数字にはなるということです。

さいたま市の障害者の方は、(手帳所持者及び難病患者あわせて)6万ちょっとくらいですか、6万としても、240以上あれば統計学上は成立するということになります。これで回収率が半分として3,000ですから、有効値を満たしていると、一般的な統計学の様式で言えば、こんな数字になります。

それでは、いろいろご意見ありがとうございました。

(斎藤委員)

最終稿の確認というのはあるのでしょうか。

(平野委員長)

最終の確認というのは。

(事務局)

本日、いただいたご意見をもとに、事務局で修正させていただきました、だいたい8月の中旬より前には、皆さまにもう一度最終案をお示しさせていただきたいと思っております。そこで皆さまにご確認いただきまして、9月には最終的な調査票を確定するという流れとさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

### 3 その他

(平野委員長)

ありがとうございました。それでは、最後に、その他(1)さいたま市ソーシャルファームについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

障害者総合支援センターの矢部と申します。着座にて失礼します。3番目、その他としまして、さいたま市ソーシャルファームについてです。前回3月19日開催しました第6回さいたま市障害者政策委員会で「障害者就労の新たな取組について」として、本市で行うソーシャルファーム事業につきまして説明を行いました。委員の皆様から頂いたご意見等を踏まえてフィードバックしていくこととなっておりますので、これまでの経過等も踏まえましてご報告いたします。

2月28日から3月30日の間、ソーシャルファーム事業の事業説明会を開催しまして、4月～5月にかけて東大宮の倉庫にて作業体験を実施しました。併せて採用面接も実施したところがございます。作業体験の参加者ですが、192名の方が参加しております。内訳としましては、身体障害の方が3人、療育手帳の方が、82人、精神障害の方が107人となっております。

6月3日に一部開園しまして、6月27日現在で開園数は5社、33名の障害の方と、11名の農場長、合わせて44名が雇用されております。

今後、順次開園されていきますが、障害者の方が96名、農場長が32名、合計128名の雇用が創出されたところとなっております。

先月末に、見学しましたところ、農園にはクーラーが完備された事務所兼控室のトレーラーハウスが備わっており、夏場は15分の作業ごとに休憩を挟むなど、配慮もなされておりました。

委員の皆様から頂いたご意見をもとに、エスプールプラスに改善を依頼したところですが、まず、採用面接にあたっては、障害者がいくつかの企業から自分の行きたい企業を選べるようになりました。また、採用企業に、障害者の能力に応じて、本社部署等への異動等ステップアップも視野に入れてもらえるよう伝えてもらっております。その農園で作られた野菜は、社員への配布や社員食堂の食材としての活用以外に、自治会での祭りや地元ストアへの販売など地域への販路も視野に入れていただくよう採用企業に伝えてもらっております。採用企業人事担当者は、月1回農園を訪問し、社員である障害者と面談し、状況把握等に務めていただくこととなっておりますが、さらに、障害者理解を深めていただくために、市としても人事担当者や農場長を対象として、研修を実施する予定です。

今後、人事担当者以外にも、社員である障害者の職場を知ってもらうために、新入社員の研修の場として現地に来てもらうことを提案していきたいと考えております。

今回、不採用となられた方につきましては、市の障害者総合支援センターに登録の案内がされているところですが、不採用となられた方で必要とされている方につきましては、就労への支援が受けられる体制がとられております。また、採用となられた方につきましても、センターのジョブコーチの定期的な訪問による定着支援を実施してまいります。

先月末の見学の段階では、ハウス内の地ならし、コンテナの設置等作物をつくる下地作りをやっている最中で、まだ作物は育てておりませんでした。ハウスが一定程度整った段階で政策委員会の委員の皆様にも見学いただければと思います。以上が事業の経過報告となります。

つづきまして、さいたま市ソーシャルファームに関する指針（案）につきまして、説明いたします。お手元の資料をご覧ください。こちらは、できるだけ多くの企業、団体等が参画できるように、また、趣旨にそのような様々な取組を雇用等の環境としてとらえることができるように、あえて細かい条文を設けない内容となっております。

それでは、さいたま市ソーシャルファームに関する指針（案）を読み上げさせていただきます。

第1、目的、本指針は、しあわせ倍増プラン2017の第4章の3「障害者の働く場づくりの推進」に基づき、さいたま市ソーシャルファームについての基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2、定義、「さいたま市ソーシャルファーム」とは、一般企業への就労が困難な障害者が生きがいのある充実した生活を送るため、健常者と障害者が共に働く場をいうものとする。

第 3、役割、さいたま市（以下「市」という。）及び市と協力関係を結んだ団体・法人等（以下「事業者」という。）の役割は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、企業的経営手法を用い創設・運営を行い、市民を優先的に採用する。
- (2) 市は、障害者総合支援センターに登録されている障害者のうち希望者に対し、事業者が実施している事業を案内し、マッチングを図るものとする。
- (3) 市は、事業者が実施する事業に対し必要に応じて、最小限の公的な財政支援を行うものとする。ただし、永続的な支援にならないものとする。
- (4) その他創設に当たって必要なことは協議して決めることとする。

以上で説明を終わります。ご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

(平野委員長)

ありがとうございました。以上、今進んでいるソーシャルファームの状況の報告と、それに関する、こういう方向で進めていきたいという指針のご説明をいただきました。

ただ今の説明に関しまして、何かございますか。

(斎藤委員)

鴻沼福祉会の斎藤です。3月の委員会の際にも、この事業に関して意見を申し上げましたが、まず、全体にご説明のありました、岩槻区で開設されたエスプールプラスさんという企業による「わーくはびねす農園」のその仕組みです。これをさいたま市のソーシャルファーム事業だと位置付けられているわけですが、やはり、障害者の働く場が創出されたということよりも、このエスプールプラスさんの「わーくはびねす農園」の仕組みというのは、企業の障害者の雇用率の達成を支援するスキームだと見えるんです。障害者の雇用率を達成することを、エスプールプラスさんという企業が、ビジネスモデルとして展開をされていると思えてなりません。いろんな企業さんが参加されていて、1カ所の農園で働くということで、企業がお金を出すだけなんですよね。あとは全部エスプールプラスさんがなさるというわけです。

これは、企業そのものが自社での障害者雇用は、もう前提としてないということから出発をしていますし、この仕組みを後押ししていくということは、企業で障害者雇用を努力し、取り分け今は合理的配慮の提供の責務があるわけですから、その合理的配慮を提供していくための工夫や努力の蓄積も、企業の中には積み上がっていかないという、そういうものなんだろうと思うんです。

そのことを、さいたま市の政策として位置付けるということは、どうなんだろう。障害者雇用率を達成する在り方として、こういう仕組みが妥当なのかどうか。こういう観点からの議論が必要ではないかなと思います。

それからもう一つ、「わーくはびねす農園」で、私の法人からもこちらに就職された方がいらっしゃいます。その様子を、まま聞くんですけども、今は新たな環境の下で頑張っておられると思うんですが、その労働実感の持ち方ですとか、対価が求められない生産

労働と、生産労働と言えないですね、対価のない就業になっていてというようなことが、数カ月の間はいいと思うんですが、1年、3年、5年というふうに長くなっていったときに、障害者の方にとってこれが本当にいいんだろうかというような懸念は、引き続き持っております。繰り返しますが、こういうスキームをさいたま市の施策として位置付けるということが、ノーマライゼーション条例の下でいいのかどうか、その観点の議論が改めて必要だと思います。

それから、この指針に関してですけれども、指針を拝見いたしまして、ソーシャルファームの定義、これが上位計画にあるということでこうなるのかもしれませんが、非常に漠然としていますし、一般的なソーシャルファームの概念とはちょっとかけ離れているような感じがします。この指針の中でお尋ねしたいのは、今後、さいたま市がソーシャルファーム事業というものを進めていく上で、その認定の基準というのはどうお考えなのか。また、ソーシャルファーム事業として位置付けた後の事後チェックの仕組みというのは、どんなふうに考えておられるのか。これについては、お考えを聞かせていただきたいと思えます。以上です。

(平野委員長)

今、2つありました。関連するご質問はございますか。小山委員、それから荒井委員。

(小山委員)

精神障害者の家族の者でございます。この岩槻の件に関しまして、内容を知れば知るほど、大変、精神障害の過小評価と申しますか、こういう扱いをされるんだということで、かなり心の痛みを感じました。就労を支援するということと、こういう取り組みということは、あまりにもミスマッチなのではないかというのは、私たち家族会の意見でございます。ごめんなさい、これは私たちの気持ちをお伝えします。質問ではございません。申し訳ございません。

(荒井委員)

公募委員の荒井です。質問が2つあります。1点目です。さいたま市におかれましては、このソーシャルファームで障害者の就労を支援したいのか、企業の雇用率達成を支援したいのか、どちらなのかを教えてください。

それから質問の2点目です。この指針なのですが、広辞苑を引いてみましたところ、「指針」というのは「手引書」で、私が理解するところでは、国のさまざまな指針、障害者差別解消法の対応指針といったような指針と同じものと理解してよいのでしょうか。もし同じものと理解してよいのであれば、これまで私が見た中で、最もラフな指針なのです。先ほどの斎藤委員と重複しますが、ソーシャルファームとは何か、それから事業者の要件は何か、それから事業者の選定基準は何かといったような、本来指針に入れるべき基本的な項目を入れて、もう一度作成し直していただけたらありがたく存じます。以上です。

(平野委員長)

他はどうか。関連の質問はありますか。

(庄司委員)

埼玉県障害者雇用総合サポートセンターとしての意見はちょっと置いておいてですね、長年企業で障害者雇用に関わっていた人間として、それから、私は5月まで、一般社団法人障害者雇用企業支援協会の理事を7年間やっておりました。その立場から申し上げます。

本来企業というのは、障害者雇用促進法もありますけれども、障害者をきちんと雇用して、定着をさせて、成長していただいて、ちゃんとキャリアも考えてというのが、当然としてやっていくべきことだと思うんです。それを支援していくのが、サポートセンターでもあるんですけども、私はこのソーシャルファームを実際に見ていないんですが、いろんな記事とかを見て、とても安易に「こういうやり方もあるよ」ということで、「ああ、そうか。そういううまい考え方もあるか。でも、企業は何するの」というと、非常に簡単に雇用促進法に依って、法定雇用率をクリアするという、裏技みたいなことだと思います。本来の姿ではないなと思っております。それをさいたま市とどう考えるかという、もうちょっと考えるべきかなと私は思います。以上です。

(平野委員長)

他はいかがでしょうか。いいですか、事務局のほうから。今、幾つか質問とかご意見がありましたけれども。お願いします。

(事務局)

障害者総合支援センターの宇土と申します。今のご質問で、すぐにお答えできるということではないんですけども、このエスプープラスの手法というのが、障害者雇用率達成のための一つの手法で、囲い込みに当たるのではないかというご意見とかというのは理解させていただいていております。この仕組みが、そもそも本来の障害者理解につながるものなのかというのは、ご意見としてあるということは十分認識させていただいていところでございます。

このやり方自体、先ほどの荒井委員の質問にお答えする内容になると思いますが、企業側の雇用率を達成するという目標よりは、障害者雇用促進法に沿うことによって、雇用される方がたくさんいることによって、障害者福祉の促進ができればということが、一つ目標として考えているところでございます。もちろん、その雇用率の達成自体が企業側の目標にはなってくるんですけども、直接そこに働きかけるというような福祉的な目線で雇用が広がっていけばということを考えております。

その指針自体についてなんですけれども、今のところソーシャルファーム自体の概念というのが、日本において、なかなか確定的なもので決まっているものではなくて、さいたま市の中でソーシャルファームをやるとしたら、こういう考え方の中でやっていこうというものとして作成させていただいております。より多くの企業さま、それから団体さまが参画していただいて、その中で本当にソーシャルファームに当たるのかどうかというのは、今、障害3課、障害政策課、障害支援課、障害者総合支援センターのほうで運営しているんですけども、協議をしながら進めさせていただくのと、もし、このソーシャルファーム事業に該当するというようになってきた場合には、個別な協定や契約は、別途結ばなき

やいけない状況だと思いますので、その企業さま、団体さまのご希望される要件や何かというのを伺いながら進めていければと考えています。質問の全てに答えられていなくて申し訳ないのですが、以上です。

(平野委員長)

これは、私のほうからの提案なのですが、今の議論で出たソーシャルファームの定義自体が、共通認識がない状況の中でご提案するのがいいことなのか。それから、今回のソーシャルファームの位置付けの問題ですね。どういう性格のものにするのかというところの位置付けの問題、本来の、恐らくソーシャルファームはいろいろあって、その中の一つの形態になるんですね。ソーシャルファーム全体を表現するわけじゃないですから、その辺の位置付けの問題。それから、一体これが企業支援なのか、障害者の支援なのか、位置付けの問題ですとか、まだ議論をする点がたくさんあるなと思いました。今日、この場で確認しなきゃならないというわけではないですよ。であれば、引き続き検討できればと思っているんですね。それから、これは私のほうからのお願いですけれども、これは公的な指針と、先ほど荒井委員が質問してくれたんですけれども、定義のところの言葉の問題なのですが、「健常者」という言葉は国も使っていないんですね。「健常者」という言葉を使うと、障害者が「異常者」になっちゃうんですね。だから、「健常者」という言葉は使わないでいただきたいというのがあります。一般的に使うときは、これはもう障害の有無にかかわらず「市民等が共に働く場」にするですとか、さいたま市のノーマライゼーション条例の趣旨からしても、健常か障害かという対立になるのはどうなのかということもありますし、もう少しこれは議論すべきではないのかなというところですよ。早急に答えを出さないのであれば、もう少し検討してもらいたいと思います。よろしいでしょうか。では、皆さまもそれでよろしいでしょうか。

(遅塚委員)

遅塚でございます。以前の議論の中で、一つポイントだったのが、全面的にプラスの出来事もなければ、全面的にマイナスのこともないわけで、当然、プラスマイナスを比較して政策を進めていくものだから、市はいろいろ今回支援をしたということについては、そのご判断であろうと、ただし、今のいろんな委員のご指摘にもあるとおり、非常に危うい点があるのは事実なわけだから、市の中でプラスの部分とマイナスの部分の評価した上で、取りあえず現時点ではプラスが多いから判断して応援しようと思ったわけで、そのプロセスが全然見えてこない。

少なくとも、部長名でもって障害者手帳を持っている人、在宅の人全員に手紙を送りつけるというのは、あまり普通では考えられないので、その辺りのプロセスの決定の理由が見えてこなかったというところが、先ほどのご質問の底にはあるんだと思います。

危ういところがあっても、とりあえず在宅の障害の方に高いお給料を保障できるという点に着目して応援するんだというのであれば、それはそれでよろしいですし、それが市のスタンスだと見えてこないということが、多分、委員の側でご不満があったのだらうと思うので、考え方を示していただきたかったなということと、あと、この指針自体については、平野委員からもいろいろありましたけれども、一言で言ってしまうと、この指針がで



きたことによって何が変わるのかがあまり見えないんですね。実際的な部分は、第3の部分であろうかと思うんですけども、第3の中身を見ても、補助は補助で、当然別口で補助要綱とか作ってやらなきゃいけないわけで、別口に議論でしょうし、唯一意味がありそうなのは、市民を優先的に採用してもらおうという項目だけが光って見えるのですが、それも先ほどの説明ですと、個々の企業とかは別途協定を結んで決めていくというご説明もあり、確かにそうでしょうから、多分その中で決めていかないと、いや、市外からも採用するよとか、いろいろ出てくるでしょうし。

煎じ詰めて言うと、この指針を作ったことで何が変わるのだろうか、よく分からない指針だなと思いました。先ほど申し上げましたように、なんらかのかたちで市がソーシャルファームを支援していくのは、こういう見地からなのだということがあまり見えてこない指針を急いで作っても意味がないと思いますので、ぜひこれは、拙速に作るのではなくて、時間をかけて検討していただければいいなと思いました。すみません。余計でした。以上です。

(平野委員長)

お手数ですが、今日の政策委員会で出たご意見をもう1回踏まえて、内部でご検討いただければと思います。先ほど遅塚委員が言ったように、政策委員会のやり方としてはこれでいい、ソーシャルファームをつぶせという意味では全くありませんので、こういったものがいいかたちであれば、障害のある方を尊重するかたちであれば、決して異論はないと思います。本当に障害者にとって、先ほど精神障害のご家族の方から、非常に寂しい思いをされているとお話がありましたけれども、そういう気持ちも踏まえて、そういうことがないように、さいたま市として、どういうふうにプラスマイナスに考えているんだとか、今後どういうふうにソーシャルファームを発展させていくというのか、そういうビジョンが描けるような、そういうような指針をご検討になられるのがいいというのが、この政策委員会の考え方だというふうに思っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは決められた議題については以上となりますが、ここで、横島委員よりお伝えしたいことがあるようですので、横島委員から資料の配布をお願いします。

それでは、横島委員、お願いします。

(横島委員)

さいたま市聴覚障害者協会の横島です。本日配布させていただいたものですが、もう時間もありませんので、参考に、皆さん見ていただければと思ひまして持ってまいりました。特に、もう時間もないので、説明はございませんが、昨年行われました「手話言語条例に関するシンポジウム」の報告書になります。この会議で何度かご報告させていただいていますので、参考にお配りさせていただきました。

ここで、質問を1点よろしいでしょうか。この配布した資料とは別の件なのですが、少しそれてしまうかもしれないのですが、よろしいですか。

この政策委員会の委員の任期のことについて、お伺いしたいのですが、厚かましい質問になるかもしれませんが、この任期が3期6年というふうに決まっているというこ

とですが、場合によっては1期延長ということもあると聞きました。平野委員長と斎藤委員につきましては、既にそれを超えているというかたちになっているかと思うのですが、それについての扱いはどうなっているのか、考え方について、大変失礼かと思いますがお聞きします。

(平野委員長)

自分のことでございますので、私が答えるのもあれなのですが、3期というと、だいたいこの自治体もそういうかたちでやっています。できるだけいろいろな皆さんのご意見をいただくということでメンバーを入れ替えるということ、ある程度団体からの推薦で選んでもらっていますが、公募委員にあっては、そういう趣旨でやっているものになります。

私も、このポストに全くこだわっておりませんので、辞めるなら、いつでも早く辞められると思っておりますが、一応、学識経験者等に関しては、例外規定を設けていることが多いです。なぜかというと、学識経験者の場合は専門的な知識が必要なので、大学の教授やドクターなどの専門職の場合は委員を長く務めることが多いようです。このような場合には例外規定を持っているのがほとんどです。斎藤委員の場合も学識経験に近い扱いでそういうことになっていて、ルールは、3期なのですが、扱いが違ってきます。

(横島委員)

そのような学識経験者に関しては、特別な扱いをされているという理解でよろしいでしょうか。分かりました。ありがとうございます。承知しました。

(事務局)

事務局から、補足させていただきます。政策委員会に限らず、市のすべての附属機関等に関して適用されます、「さいたま市附属機関等に関する要綱」というものがございまして、そこに、横島委員がおっしゃるように、基本的に、委員の通算任期は1期2年で3期まで、合わせて6年までということになっているところなのですが、われわれ事務局のほうで平野委員長、それから斎藤委員に関しましては、代替性のない専門的知識や経験を有しており、本市に関わる障害者施策に大変造詣が深いということで、再任するにあたり、その都度附属機関に関する要綱を所管している部署と協議いたしまして、委員になっていただいている状況でございます。

事務局として、説明が不足しているところがあったかもしれません。他の委員の方につきましても誤解を招くようなことがあったかもしれませんが、よろしく願いいたします。

(横島委員)

横島です。承知いたしました。

(平野委員長)

はい、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

その他に何かございますでしょうか。それでは、事務局より報告事項があるようですので、お願いいたします。

## 4 閉 会

(事務局)

ありがとうございました。次回の開催ですが、来年1月21日火曜日の開催を予定しております。会場や議題については、詳細が決まりましたら改めてご連絡させていただきますので、ご協力よろしくお願いたします。

(平野委員長)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、第1回さいたま市障害者政策委員会を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

以上